

令和3年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第64号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第65号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第66号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第67号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第68号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について
- 日程第 8 議案第69号 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 9 議案第70号 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第71号 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第72号 令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 議案第73号 尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について
(提案説明、審議留保)

○出席議員（10名）

1番	南 靖久 議員	2番	小川公明 議員
3番	濱中佳芳子 議員	4番	西川守哉 議員
5番	村田幸隆 議員	6番	三鬼和昭 議員

7 番 内 山 左和子 議員

8 番 中 村 レイ 議員

9 番 中 里 沙也加 議員

10 番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	内 山 眞 杉 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 浜 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	森 下 陽 之 君
教育委員会生涯学習課長	三 鬼 基 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植 前 健 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監査委員事務局長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事務局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議事・調査係書記

高 芝 豊
北 村 英 之
相 賀 智 恵

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和3年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和3年第4回定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」をはじめとする議案10件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、1番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」から、日程第12、議案第73号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者

の指定について」までの計 10 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 10 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和 3 年第 4 回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

本年 7 月以降の第 5 波につきましては、全国的に爆発的な感染拡大となり、三重県及び本市においても 8 月は過去最大の感染者数となりました。

このような状況から、三重県では、2 回目となる緊急事態宣言が本年 8 月 27 日に発令されましたが、ようやく 9 月 30 日に解除され、その後、沈静化に向かい、10 月 14 日には三重県リバウンド阻止重点期間も解除されました。

このことにより、現在、本市における各市所有施設などで開催される講座や貸館などについては、感染対策を講じた上で平常どおり実施しております。

しかしながら、第 4 波、第 5 波とウイルスの感染力は強く変異していること、さらには、冬に向けて感染のしやすい時期となり、インフルエンザの流行も懸念される中、同時流行の可能性もあることから、なお一層の感染対策が必要であると考えております。

一方、尾鷲総合病院においては、引き続き発熱患者と他の患者が交わらないよう動線を分けるための措置を講じておりますので、患者さんには、発熱時に受診する際には必ず事前に連絡をしていただきますよう、お願いしているところでございます。

今後予想される第 6 波を小さく、短く抑え込むためにも、市民の皆様には、改めて基本的な感染対策を継続していただくよう御理解、御協力のほどお願いいたします。

また、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、10 月末に、希望する市民の皆様への 2 回目接種をおおむね完了しております。さらに、3 回目の追加接種につきましては、2 回目完了から原則 8 か月以上経過した 18 歳以上の方が対象となっており、来月初旬より医療従事者から開始する予定であります。

なお、接種券等につきましては、来月に対象となる方には既に発送しており、

今後、接種時期に合わせ順次発送させていただきます。

今後につきましても、円滑に追加接種ができるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会等に御協力をいただきながら、安全安心な接種体制の構築を鋭意進めてまいります。

なお、今後の国の動向等により内容が変更となる可能性があることから、正確な情報を随時お伝えさせていただきます。

次に、市民懇談会の開催についてであります。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見合わせたことから、2年ぶりの開催となりましたが、今年1月の梶賀町を皮切りに、11日までの5日間で市内14会場において市民の皆様との懇談会を開催しました。

今回の懇談会では、「今期の市政運営」、「広域ごみ処理施設」、「中電の跡地活用（SEAモデル構想）」についての3点を中心に、市政の現状をお伝えし、市民の皆様から多くの様々な御意見、御提案などをいただきました。皆様の御意見、御提案などにつきましては、真摯に受け止め、可能な限り施策に反映させてまいりたいと考えております。

今後も、このような広聴の機会を充実させ、市民の皆様の市政に対する理解と信頼の確保に努めてまいります。

次に、第7次尾鷲市総合計画の策定についてであります。

本年8月11日から先月22日までの間、尾鷲市総合計画審議会に設置した五つの部会において、それぞれ3回ずつ会議を開催し、審議会委員である市民の皆様と行政とが一体となり、「前期基本計画（案）」について活発な御議論をいただきました。

また、今年9日には第6回尾鷲市総合計画審議会を開催し、第7次尾鷲市総合計画の全体像を示させていただきました。そして、現在の進捗状況につきましては、今年18日の行政常任委員会でも報告させていただいたところであります。

第7次総合計画策定に当たりましては、よりよい計画策定に向け、多くの市民の皆様からの御意見を頂戴するために、市ホームページにおいて、審議会での配付資料や議事録など積極的な情報開示を行っておりますので、市民の皆様をはじめ議員の皆様、関係者の皆様にはぜひとも御高覧いただき、御協力と忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

次に、防災対策についてであります。

南海トラフ地震が懸念されている中、近年では、風水害や土砂災害が頻発化、

激甚化して甚大な被害が発生しております。いつ発生するか予測できない自然災害から身を守るために、あらゆる時期の災害への備えが必要であります。

本市全域での被災者ゼロを目指す市民総ぐるみの尾鷲市防災訓練につきましては、「地震・津波時に自らの避難に必要な時間を知る」をテーマに掲げ、先月24日に実施し、33団体、約1,000人の皆様に御参加していただきました。

今回の訓練では、自宅から避難場所までの時間を計測することにより、自分たちの現状を知り、再認識していただくことで、さらなる防災力の向上を図ることができたと考えております。

本年度も、昨年度同様、訓練の実施に当たりましては、コロナ禍であることを踏まえ、感染対策に配慮をした訓練を計画して実施するなど、新しい生活様式を取り入れた緊張感のある訓練であったものと思っております。

毎年実施しております尾鷲市防災訓練ですが、市民の皆様に根づいている防災文化を風化させることなく、今後も、ウイズコロナ時代のニーズに応じた訓練を実施していくことで、さらに醸成していきたいと考えておりますので、今後も訓練への積極的な参加をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの利用促進についてであります。

尾鷲総合病院では、マイナンバーカード事務局への手続きが終了し、明日12月1日からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

健康保険証として利用するメリットにつきましては、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関や薬局を利用することができ、また、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することもできるようになります。

また、この薬剤情報と特定健診情報につきましては、患者さんの同意により医療機関に提供することで、よりよい医療を受けることができるようになります。

このように、マイナンバーカードの利便性が高まってまいりますので、まだマイナンバーカードの取得をお済みでない方は、この際にぜひ申請していただきますようお願いいたします。

次に、にぎわい振興についてであります。

全国的にコロナ禍も落ち着きを見せ、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置も解除される中、先月には、夢古道おわせのランチバイキングの再開、また、毎月第1土曜日に開催されておりました尾鷲イタダキ市も再開され、感染対策を鑑みながら、にぎわいも少しずつではありますが取り戻している状況にあります。

現在、第5波の感染拡大により影響を受けた事業者の皆様におかれましては、国、県の経営支援を御活用とは存じますが、本市におきましては、県が実施する三重県地域経済支援金（8月、9月分）の上乗せ支援を行う、尾鷲市地域経済応援支援金（8月、9月分）を創設、さらに、県が認証するみえ安心おもてなし施設認証制度を促進するため、尾鷲市あんしん「みえリア」取得推進応援金を創設し、事業者の皆様の支援の一助となるよう実施しているところでありますので、御活用をお願い申し上げます。

また、毎年開催しております、今回で35回目を迎える尾鷲磯釣大会におきましては、開催PRに、釣り業界のイメージアイドル、アングラーズアイドルグランプリに輝いた、本市の地域おこし協力隊員である池山智瑛さんの協力の下、明日12月1日から来年2月28日まで開催させていただきますので、ぜひ多くの皆様の御参加をお待ちしております。

まだまだ安心はできませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により元気をなくしたまちなかに、活力とにぎわいを取り戻すための取組を進めてまいります。

次に、水産業及び関連産業の振興についてであります。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食需要の減少や魚価の低下等、大きな打撃を受けており、本市においても漁業経営に大きな影響を与えております。

そうした状況を少しでも改善するため、日本一の生産量を誇るものの、知名度、認知度の低い本市の養殖マハタを全国にPRするため、尾鷲商工会議所女性部と連携し、全国漁業協同組合連合会が主催する地魚を使った丼等のコンテスト、Fish-1グランプリに出品するべく、本年9月に市内の飲食店12店舗による予選コンテストを開催いたしました。

今月には、全国大会である「第2回おうちでFish-1グランプリONLINE」が開催され、尾鷲予選でグランプリになったレシピを基にした「“幻の高級魚”おわせマハタ丼」を三重漁連から三重県代表として出品し、その結果は来月中旬には発表される予定となっております。よい結果が出ることを期待しております。こうした取組を通じ、「おわせマハタ」のアピールに大きくつながっていると感じております。

本市には、養殖マハタ以外にも、養殖マダイやブリ、マグロなど全国に誇ることができる魚種をはじめ、多種多様な魚がありますので、その特性に合わせた付加価値を高める取組を行うとともに、魅力発信に努めてまいります。

次に、認定こども園についてであります。

本市における幼児教育は、幼稚園機能と保育園機能の両方を併せ持つ認定こども園を創設し実施していくという方針の下、福祉保健課、教育委員会及び社会福祉法人尾鷲民生事業協会と協議を重ね、来年4月の開園に向け、現在準備を進めているところでございます。

また、新たな認定こども園の名称につきましては、市民の皆様により親しみを持っていただけるよう名称募集を行ったところ、市内外から195点の応募がございました。

この応募の中から、名称選考委員会で選考を行った結果、尾鷲らしく子供たちが親しみを持てる名称であり、また、本市の誇る尾鷲ヒノキのようにすくすくと真っすぐに成長してほしいという願いを込めて、「ひのきっこ こども園」に決定いたしました。

また、先月、来年度の認定こども園の入園児募集を行ったところ、1号認定の入園希望者は、定員15名に対し、3歳児9名、4歳児3名、5歳児1名、計13名で、2号認定、3号認定を合わせて合計75名の入園希望がございました。

今後につきましても、子供たちが認定こども園での集団活動を通して様々な体験を積み重ね成長できるよう、就学前の教育・保育の充実に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、基礎学力の定着及び向上についてであります。

本年5月に、小学6年生、中学3年生を対象に実施しました令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を10月に市ホームページで公表させていただきました。その調査結果を基に、本市の児童生徒の学習状況における強みや弱みの分析、成果や課題等を整理し、今後の取組についてまとめております。

今回及び過去の調査結果を全国、県と比較しながら分析した結果、幾つか課題がございました。

教科に係る調査では、全体の傾向として、基礎学力の定着について課題があり、国語、算数・数学、いずれの教科も全国、県と比較して低い結果となっております。

また、児童・生徒の生活状況調査の結果では、小学生において家庭学習の時間が少ないこと、小中学生共にゲームなどに多くの時間を使う子供の割合が大変高いことなどが分かってきております。

このような課題につきましては、学校、家庭、地域が一体となって改善してい

く必要があることから、PTA、地域、学校、教育委員会が連携し、学力向上推進協議会のような組織を早急に立ち上げて、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

学校における授業、子供の生活時間、家庭学習の在り方など、改めて見直しを行い、次代を担う子供たちの確かな学力の定着を図ってまいります。

次に、尾鷲市成人式についてであります。

本年1月に開催を予定しておりました第63回尾鷲市成人式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により5月の予定も再度延期となり、新成人及び関係者の皆様には御心配と御迷惑をおかけしましたが、今年20日に無事開催することができました。

厳かな式典に加え、成人式実行委員会の皆さんの運営により、代表者による二十歳の想いの発表や恩師からのビデオメッセージなど、和やかに執り行われたところでございます。

なお、第64回尾鷲市成人式につきましては、引き続き感染対策を徹底する中で、来年1月9日に開催してまいります。

それでは、今回提案しております議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」から議案第73号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」までの10議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するため、他市町の貸与額の状況や奨学金貸与選考委員の御意見を踏まえ、増額した貸与額を新たに設け、現行貸与額との選択制に改めるものであります。

次に、3ページの議案第65号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療補償制度や出産育児一時金の額が見直されたことに併せて、本市で定めている出産育児一時金と出産育児一時金加算額を改めるものであります。

次に、5ページの議案第66号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児に係る均等割保険料を軽減するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、8ページの議案第67号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、アクアステーションの運営体制の見直しと、みえ尾鷲海洋深層水の新たな販路として通信販売を実施していくため、所要の改正を行うものであります。

次に、10ページの議案第68号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について」から、14ページの議案第72号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第11号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表の記載のとおり、一般会計では1億1,215万7,000円を追加し、国民健康保険事業会計で295万6,000円、後期高齢者医療事業会計で1,799万6,000円をそれぞれ追加、また、病院事業会計では、歳入で1億3,617万6,000円の追加、歳出で2,026万円を減額、水道事業会計では、歳入で1万8,000円の追加、歳出で731万1,000円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額を196億8,813万8,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

12款分担金及び負担金は、入所者の増加による老人ホーム入所者負担金232万4,000円の増額であります。

14款国庫支出金3,608万5,000円の増額は、利用者の増加による障害者自立支援給付費等国庫負担金374万8,000円の増額、国からの配分による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,840万3,000円の増額、児童手当システムの改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金205万7,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金1,303万円の増額は、利用者の増加による三重県障害者自立支援給付費等負担金187万4,000円の増額、ワクチン接種に協力いただいた医療機関への支援に係る新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金1,022万8,000円の追加が主なものであります。

17款寄附金2,302万4,000円の増額は、保健費寄附金として、1件の

法人から72万4,000円、林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,230万円の御寄附を頂いたものであります。

18款繰入金は、前年度精算金として、後期高齢者医療事業会計繰入金1,800万円の増額であります。

20款諸収入は、事業費確定による紀北広域連合負担金前年度精算金1,953万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、各款共通の人件費では、特別職で、市長の給料及び期末手当を20%減額したこと等により193万6,000円の減額、一般職では、報酬で会計年度任用職員報酬426万4,000円の減額、給料で480万4,000円の減額であり、その内訳は、昇給による165万9,000円の増額、人事異動等による646万3,000円の減額によるものであります。

職員手当で、退職手当の増額等により4,364万円の増額、共済費で、標準報酬月額の見直し等により144万5,000円の増額であります。

総務費では、一般管理費の情報化推進事業で、庁内会議室でのウェブ会議等の環境整備費用として288万4,000円の増額、財産管理費で、財政調整基金積立金1,746万7,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、森林環境譲与税基金積立金16万4,000円の増額、企画費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた伊勢鉄道株式会社への支援として、伊勢鉄道協調支援負担金87万円の追加、コミュニティセンター費として、本年に建物の解体を実施しました飛鳥幼稚園跡地に係る整備工事請負費38万8,000円の追加であります。

5ページを御覧ください。

民生費では、社会福祉総務費で、保険基盤安定繰出金の増加等による国民健康保険事業特別会計繰出金295万6,000円の増額、自立支援給付事業で、利用者数の増加により就労継続支援B型事業費356万3,000円、共同生活援助事業費393万3,000円をそれぞれ増額、老人福祉費で、入所者数の増加により養護老人ホーム聖光園指定管理料752万9,000円の増額、児童福祉

総務費で、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応に係る財政支援として、放課後児童健全育成事業107万円の増額、児童措置費で、地元事業者への支援等を目的に、保育園での地元水産物を活用した給食事業補助金77万6,000円の追加、制度改正に伴う児童手当システム改修業務委託料205万7,000円の追加であります。

衛生費では、予防費で、ワクチン集団接種会場に医療従事者を派遣いただいた医療機関に対し交付する新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金1,022万8,000円の追加、清掃総務費で、尾鷲市清掃工場内で発生した事故に係る賠償金71万6,000円の追加であります。

農林水産業費では、水産振興費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業協同組合に対する支援として、漁業設備更新事業補助金193万6,000円の追加であります。

教育費では、中央公民館でのウェブ会議等の環境整備費用として、公民館管理経費50万6,000円の増加であります。

6ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

28件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計では、295万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億8,378万7,000円とするものであります。

歳入では、繰入金295万6,000円の増額で、保険基盤安定繰入金221万2,000円の増額、出産育児一時金等繰入金140万円の増額等により一般会計からの繰入金を増額するものであります。

歳出では、総務費で、人事異動等に伴う人件費146万6,000円の減額、保険給付費で、出産育児一時金等で210万1,000円の増額、基金積立金で、国保財政調整基金積立金232万1,000円の増額であります。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,799万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,814万8,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費負担金の精算に伴う諸収入1,800万円の増額、歳出

では、諸支出金で一般会計繰出金1,800万円の追加が主なものであります。

9ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち、収入では、業務予定量である入院患者数が年間延べ6,969人の減少により、入院収益1億7,980万6,000円、その他医業収益840万3,000円がそれぞれ減額となり、医業収益で1億8,820万9,000円を減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策補助金3億3,008万5,000円を増額するものであります。

支出では、医業費用4,288万5,000円の減額で、支払実績等に基づく給与費377万6,000円の増額、材料費3,172万1,000円の減額、臨床検査委託料、負担金等の実績に伴う経費1,494万円の減額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の増額等により2,855万円を増額するものであります。

資本的収入及び支出のうち、収入では、医療機器整備事業債の減額により企業債570万円を減額するものであります。

支出では、医療機器購入費の減額により建設改良費592万5,000円を減額するものであります。

10ページを御覧ください。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

16件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

11ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち、収入では、営業外収益が令和2年度決算値の反映により、長期前受金戻入を1万8,000円増額するものであります。

支出では、営業費用で、人事異動等による人件費などの減による730万7,000円の減額が主なものであります。

次に、議案書の15ページを御覧ください。

議案第73号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の

2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を指定する施設の名称は、「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園」、指定管理者は、「株式会社紫宝創建」、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案第64号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」から議案第73号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理の指定について」までの10議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りしまして御報告させていただきたい事案がございます。

先日、尾鷲市の市税条例の適用誤りにより、減税措置が受けられる方が受けられていないことが判明いたしました。詳細につきましては改めて御報告させていただきますが、適正な賦課が執行されていなかったことにつきまして深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございません。

対象者の皆様には、地方税法に基づく返還を速やかに実施してまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、壇上からの市政報告につきまして以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日12月1日から5日までを休会とし、6日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前10時38分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 南 靖 久